平成２５年（フ）第４１号
北海道網走郡美幌町字田中870番地の３
破産者　吉田　正美
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
釧路地方裁判所北見支部破産係

平成２５年（フ）第３９５号
東京都八王子市片倉町123番地４ＢＬＯＯＭ101号
破産者　尾川　武寿
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第６８１号
横浜市瀬谷区三ツ境160番地の８
破産者　有限会社共伸重量
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１２号
横浜市青葉区市ケ尾町1050番地５
破産者　株式会社オートテルム
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１４１４号
横浜市青葉区寺家町568番地
破産者　株式会社テミエコ
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第７９８号
京都府木津川市相楽大仙堂105番地
破産者　有限会社山城物産
１　決定年月日　平成25年11月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
京都地方裁判所第５民事部破産係

破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第１２７６号
さいたま市岩槻区東岩槻３丁目６番地５暁荘５号、開始決定時の住所さいたま市岩槻区大字裏慈恩寺880番地９
破産者　熊谷　幸隆
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第５４７号
さいたま市大宮区櫛引町１丁目849番地２日興ビルＢ201
破産者　相馬　幸雄
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第６８５号
埼玉県川口市大字安行北谷528番地の１　エヴァーグリーンレジデンスⅡ303号
破産者　砂川　清治
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１５号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番３号
破産者　林　　修正
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１６号
埼玉県川口市南鳩ヶ谷２丁目12番３号
破産者　村上　　広
１　決定年月日　平成25年10月29日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３４号
宮城県気仙沼市田中前１丁目３番地16
破産者　森　　克成
１　決定年月日　平成25年10月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所気仙沼支部

平成２５年（フ）第１５号
北海道苫小牧市美園町２丁目12番22号
破産者　菅野　富夫
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第５１号
北海道苫小牧市字勇払29番地の１
破産者　土坂　豊明
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第６８号
北海道苫小牧市木場町２丁目14番15号　ジュピエル北央110号
破産者　佐々　泰宏
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第８７号
北海道苫小牧市しらかば町３丁目24番14号
破産者　外立　慎二
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所苫小牧支部

平成２５年（フ）第４４２号
仙台市泉区北中山２丁目28番地の14
破産者　宮澤　律子
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５８９号
名古屋市北区長喜町４丁目21番地の１　県営辻町住宅２街区２棟202号
破産者　西川　英治
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第６５１号
名古屋市天白区天白町大字八事字山田24番地の201　グリーンヒルズ202号
破産者　ＥＣＯ　ＣＡＦＥ　ＫＵＮＩＹＯＳＨＩこと　川井　邦義
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第７１７号
名古屋市東区泉１丁目４番３号　パストラール泉403号
破産者　大野　良市
１　決定年月日　平成25年10月31日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部